

利用者の選択を支援するための情報公表システムの充実について

令和3年8月 厚生労働省老健局

規制改革実施計画を踏まえた処分・行政指導に関する項目の追加（案）

- 処分・行政指導に係る公表については、**規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）（※）**等を踏まえ、**本年（令和3年）秋頃から、「処分」及び「行政指導（勧告を含む）」に関する情報を、介護サービス情報公表システムに係る事業所情報の項目に追加すべくシステム改修を行い、各都道府県及び指定都市による当該システムを活用した公表を推し進める。**
 - （※）『利用者による介護サービス事業者の選択を支援するため、介護サービス情報公表システムに自治体による指導等に関する項目を追加することについて検討し、システム改修等の対応を行う』
- 都道府県等に対しては、以下の方針で通知する。
 - 「**処分**」及び「**行政指導**」のうち**勧告に従わなかった場合**については、
 - ・ 介護保険法における公示・公表の規定があることから、
 - ・ **各都道府県等における従来の方法による公示等に加え、当該システムの積極的な活用**を依頼する。
 - その他の「**行政指導**」（**勧告に従った場合を含む**）については、
 - ・ 介護保険法に公示・公表に係る明確な規定がないことや**行政指導が自治事務**であること等から、
 - ・ 公表自体は自治体の判断であるが、**既に当該情報を公表している自治体もあることなどを踏まえ、公表する場合には当該システムも活用**いただくよう、各都道府県等に依頼する。

（今後の検討）

- 情報公表制度がより利用者等の選択を支援するものとなり、その活用が進むことを目指して、令和3年度（今年度）の調査研究事業（※）において利用者や地域包括支援センター等のニーズ調査及び事例収集を行うとともに、利用者等の選択に役立つ客観的な情報として追加し得る項目等を整理することとしている。
 - （※）利用者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、都道府県労働局の窓口職員等に対して、これまで公表の対象としている項目に加え、主な活用フェーズごとに、こういった情報についてニーズがあるかなどを把握すべく実施。
また、介護サービス情報公表制度で公表されている情報の効果的な活用事例を調査・把握し、事例集として取りまとめる。
<想定される例 ※具体的には、今後の当該事業に係る委員会での議論・検討>
 - ・利用者目線（事業所選択に当たって知っておきたい情報）：事業所の財務状況、服薬の管理、入居（入所）待ちの状況 等
 - ・ケアマネジャー目線（より詳細・専門的な事業所の状況）：福祉用具の備えやリフト浴の可否、失語症対応 等
- 当該調査の結果を踏まえ、令和4年度以降に更なる改善を図る。